



昭和村

議会だより

第 159 号 令和元年11月20日発行



10月12日 昭和小学校収穫祭 今年もおいしいお餅ができました

発行／昭和村議会
編集／議会だより編集委員会

〒968-0103

福島県大沼郡昭和村大字下中津川字中島652

☎0241-57-2198 FAX0241-57-3044

目次

- 平成30年度決算不認定 …… 2～3
- 村政を問う …………… 4～10
- 議案審議の内容 …………… 11
- 議会活動の報告・お知らせ … 12

平成30年度の決算不認定

今定例会では、平成30年度の一般会計をはじめとする全ての会計の決算内容と、事業の成果が提出され、審議の結果、賛成少数で認定されませんでした。（決算の内容は「広報しょうわ10月号」に掲載されていますのでご覧ください。）

村の財政状況を示す「健全化判断比率」も報告されましたが、村は健全財政を継続していることが確認できました。

しかし、村は収入の多くを国からの地方交付税に依存していますが、その額は年々減少しており、今後財政状況はますます厳しくなっていくことが想定されます。さらに村税の滞納額が年々増加していることから、原因究明と専門家の指導を基に取り組むことを求めました。

昭 和 村 の 財 政 状 況	区 分	財政指数	簡 単 な 解 説
	財 政 力 指 数	0.09	地方交付税への依存の程度を示します。 「1」に近いほど財政力が強いということです。昭和村は村税の収入が非常に少なく、 <u>財政力はとても弱い</u> といえます。
	経 常 収 支 比 率	88.7	独自の施策や新たな施策に対応する余力があるかどうかという財政の弾力性を示します。 75%程度が妥当といわれてきましたが、地方財政を取り巻く状況が変化中、どの自治体も高止まりしています。昭和村も <u>80%を超え引き続き高い水準にはある</u> といえます。
	実 質 赤 字 比 率	—	一般会計の赤字額の割合を示します。黒字決算であるため該当しません。
	連 結 実 質 赤 字 比 率	—	一般会計と簡易水道や下水道などの特別会計全部を合算した場合の赤字額の割合を示します。 全部の会計が黒字のため該当しません。
	実 質 公 債 費 比 率	4.4	収入金をどれだけ地方債（借金）の返済に充てたのかを示します。 18%以上は警戒値。35%以上は破綻。昭和村は <u>現段階では良好な状態</u> であるといえます。
	将 来 負 担 比 率	—	地方債（借金）の返済など将来負担しなければならない金額の割合を示すものです。現時点では <u>借金より基金（貯金）の額が多い</u> ため、指数は算定されませんでした。

村税の滞納累積額が1千228万円に膨らむ!!

平30年度の決算は、議会の審議において賛成少数で不認定となりました。

主な理由では、個人村民税や固定資産税の滞納累積額が、平成29年度からの1年間で58万円も増加し、1千228万円という膨大な金額に膨れ上がり、税の徴収に対する村の対応が問題となりました。

これらが回収不能に成っては、公平な徴収に反することになります。

滞納額を減らす早急な対策を望みます。

なお、徴収率は昨年度と同率の88・2%となりました。

決算認定に対する反対討論要旨

- 平成30年度の決算はコンプライアンスの意識の希薄な決算ではないか。一つは振興公社への100万円ずつの毎年返済がない。もうすでに条例違反である。
もう一つ税金の滞納分。地方税法に則ってやってきた結果これなんで、原因追及は全然しませんという、原因究明もおざなりにして結果だけ通してくれというこの決算案については承認できない。
- 自主の財源が少ない中、決算書における税収の状況から反対する。
税は歳入におけるもっとも基本とする財源であり、義務として納入すべき法定の公的な負担である。主に固定資産税の徴収未納額は年々増え続け、行政責任も年々増大しているということになる。今後行政の重要課題として専門家の指導を基に取り組むことを強く求めて反対意見とする。
- 再三にわたり監査委員からも指導されているにもかかわらず毎年毎年滞納額が増えるということは、大きな問題である。よって反対する。

決算認定に対する賛成討論要旨

- 各部門における主要なる施策の効果や概要について質疑を行ったが、厳しい財政の中で職員が一体となり創意工夫し、重点的課題に各課横断的な予算編成で取り組み、昭和村振興計画及び昭和村総合戦略に基づき効果的な運用がされていると判断される。指摘があった科目、項目などについては、改善を図るとともに、今後一層の努力をお願いし、平成30年度昭和村歳入歳出決算について認定し、賛成する。

村政を問う



青木 秀元 議員

Q 野尻川の河床に繁茂する草木について問う。

問 野尻川の全域にヨシの群生と柳の樹林化が目立つが、水の氾濫時に支障を来さないか伺う。

もあり、さらに水の流れを遮ることで堤防の越水や河川が氾濫する危険性も考えられる。

村長 河川内におけるヨシなどの群生や樹木の繁茂は、河川内を流れる水の範囲を狭め、流下能力を低下させ、洪水時において河川の氾濫などを誘引するおそれがあると同っている。また、樹木が流木となり橋の欄干や橋脚などの構造物に衝突し、損傷や破壊するおそれ

問 堰根地区の柳の樹林化は水の氾濫時に流木等でせきとめの原因になったり、堤防の基礎部分の損傷などにより決壊した場合、野尻地区はほとんどが水没してしまう。早急に排除すべきと考えるが見解を伺う。

産業建設課長 河川管理者である福島県へ毎

年要望等を行っており、情報を提供し、必要な伐採等の要望を行っていく。

問 ヨシや柳などの草木類の生育は異常過ぎるほどに見えるが、認識を伺う。

村長 本村での草木類の生育状況については、主にヨシや柳類などが繁茂している箇所を確認している。

村民の皆様にご協力いただき、河川クリーンアップを行っており、河川内等の草木類の繁茂を少なくする一定の効果は得られているが、刈り払いでの除去方法だけでは群生を根絶するまでには至っていない。そのため、年々生育の範囲を広げ、河川内を覆うような状況になっていると認識している。

問 川の流れは「日本で最も美しい村」の一つの条件とされているが、現状をどのように認識しているか伺う。

村長 日本で最も美しい村連合への加盟にあたり、将来にわたって美しい景観や環境を守っていくことは大切なことと考えている。

これまでも、村内の各行政区において、環境美化活動や草刈り等が定期的に行われている。

また、村民皆様の協力で河川クリーンアップを実施している。

Q 本村に浸入してきたカシナガ(ナラ枯れ)について問う。

問 ナラ枯れの認識と現在の本村の被害状況について伺う。

村長 平成30年度における会津農林事務所管内の被害状況は会津若松市や喜多方市など8市町村で被害が確認され、金山町、三島町、柳津町でも報告されている。本村では、村内各所においてナラ枯れの被害を確認している。

問 その対策はあるのか伺う。

村長 福島県、国、関係市町村、林業関係機関などと情報の共有を図るとともに、被害対策の検討などにおいて連携の強化を図りながら、被害の拡大防止に参画してまいりたい。

村政を問う

一般質問



栗城 徳雄 議員

Q イノシシや熊等からの被害防止対策について

問 村長はどうすれば被害をなくすことができるのか、どうすれば住民の生活を守れると考えているのか、今後の被害の予見を含めて伺う。

村長 鳥獣被害対策実施隊に協力いただき実施している誘因除去、予防、捕獲の対策を引き続き実施するとともに、農地や林地周辺での捕獲を行い、個体数を減少させる取り組みや大型の柵を設置し、捕獲する方法などの新

たな手法も検討するなど、農作物への被害を減少させる取り組みを実施していく。

問 3月議会で、今年から集落ぐるみで緩衝帯を整備する。被害の大きい集落はモデル集落に設定し支援すると答弁されているが、今年とはいつなのか。

村長 答弁からだいぶ時間がたっているが今年中に実施していく。

問 有害鳥獣の駆除を目的にするような地域おこし協力隊を募集し、被害拡大に対処すべきと考えるが、村長の考えは。

村長 深刻化する鳥獣被害を減少、軽減させるための目的や有害鳥獣の捕獲、追い払いなどを目的として隊員を募集している自治体もある。一つの方策として地域おこし協力隊の募集は有効であるが、任期満了後の処遇などの課題もあり、慎重に検討を要する必要がある。

Q 村の貴重な資源の保護対策について

問 村の貴重な昆虫を資源として考え、子供たちが楽しめる、記憶

に残る村にするために守る必要がある。また、昭和村が好きだという方のために資源を活用すべきと考える。村長の考えを問う。

村長 今後策定される第6次昭和村振興計画との整合性を図る必要や、保護や保全を必要とする野生動物植物の選択やその範囲、地域の理解と協力など課題もあり、先進地での取り組みなどを参考に検討していく。

Q 交流人口拡大を掲げる村の対応について

問 観光交流係と観光協会の役割分担はどのようなになっているのか伺う。

村長 観光交流係の主な業務は、観光交流事業を推進するに当たり、対外的な面において、PRしながら誘客を図っており、広域連携事業や労働・商工業の振興など幅広い業務を担っている。

観光協会は、観光交流事業の現場を担い、観光交流係と情報を共有し、相互の連携を図りながら観光交流事業の拡大に取り組んでる。

問 村の意向で観光協会に観光業の資格を取得させ、どのように利用させていく考えなのか伺う。

村長 昭和村観光協会は、本年3月に地域限定旅行業の新規登録が認められた。今後は、着地型ツアーの企画を考えており、具体的な内容は、現在検討中と伺っている。

村政を問う



菅家 敏章 議員

Q 空き家対策は進んでいるのか

問 平成28年に500万の補助金でコンサルタントを利用して空き家調査をし、空き家バンクをつくったが積極的に空き家対策をやっているのか疑問。現在までの進捗状況を伺う。

村長 昭和村空き家バンクには、本年4月1日現在で27件が登録され、そのうち22件が活用されている。残り5件は、相談があるたびに紹介しているが、物件が大き過ぎるなどの理由で活用されていない状況である。

Q 情報発信について

問 情報発信については村では広報紙や只見川流域振興協議会発行の情報紙で周知を図っているが、前回回答があったが、現在ほどのような情報発信をしているのか、また地域おこし協力隊を1名、専門に空き家調査、情報発信、空き家バンク等の仕事についてももらえれば、多くの情報発信ができるのではないかと思うが、村長の考えを伺う。

村長 昭和村空き家バンクへの登録に関する

情報発信は、以前は広報紙などで周知をしていたが、現在は村外在住の固定資産税納税義務者に対し、納税通知書とともに空き家の適正管理を依頼するチラシを同封して周知を図っている。また、空き家バンク登録物件で活用されていない建物の情報は、防犯上の課題があり公表はしていないが、移住相談の場では公開をしている。次に、空き家対策事務に地域おこし協力隊を専属で配置すべきではとのご質問については、任期中は空き家対策業務を担うことは可能だが、この地域に定住することまでを考えた場合、任期満了後もその業務で生計を立てているのかなど、不安な面もあり、当面は募集を考えていない。

Q イノシシ、鹿、等の被害対策について

問 イノシシ、鹿等が畑の作物、田んぼ等に入り、農作物を食い荒らして困っている。何らかの対策はないのか伺う。

村長 野生動物による被害を根絶することは大変厳しいことであり、全国においても現時点においては特効薬的な手段や方法は見出せていない。鳥獣被害対策実施隊に協力いただき実施している誘因除去、予防、保護の対策を引き続き実施するとともに、農地や林地周辺での捕獲を行い、個体数を減少させる取り組みや大型の柵を設置する方法などの新たな手法も検討していく。

Q 公用車にドライブレコーダーを

問 ドライブレコーダーを公用車で出張の多い車やスクールバス等に取りつけてはどうかと思うが、村長の考えを伺う。

村長 ドライブレコーダーの搭載については、個人のプライバシーが映り込む可能性があるため、個人情報保護やデータの取り扱いには十分に留意して運用しなければならず、設置と運用に関する基準を整備する。実際に公用車へ搭載するに当たっては、費用対効果の面からも研究が必要であり、適宜情報を収集しながら考えていく。

村政を問う

一般質問



渡部 節雄 議員

Q 村税滞納問題を を取り上げる

問 繰越滞納分の中の法人分はいかほどか。また、何社あるのか。

総務課長 固定資産税の30年度決算時点の現年課税分を除いた分、いわゆる29年度まで課税した分の滞納繰越分は、982万7,000円で、1法人です。

問 平成26年度の決算審査意見書で指摘され続けているのに一向に改善されない。全然努力していないことを物

語っている。村長はこの監査意見書をどう捉え、今後の対応策をどう考えているのか。

村長 滞納の返済については、地方税法に基づいて、督促状を発送するところから始まりその手続を進めてきた。当該法人は、会社の経営状況が振るわないというところで返済の計画書のとおりには進んでいないという現状である。

問 相手を斟酌すること無く、税金はもらわなければならないとい

う強い態度が見られない。10年間何もしていないできている。なぜ差し押さえをしなかったのか。

村長 差し押さえができない状況があるやに理解している。その詳しい内容についてはこの場で申し上げられない。弁護士等ともご相談させていただきながら対応については検討させていただきたい。

問 長としてその原因究明と、原因が判明したら責任問題、これをどう取り上げていくのか。

村長 税は、公平性が第一で、公平に税を納付いただくということが原則中の原則である。法に則った形で滞納の整理に努めているが、結果的には滞納額に及

んでいない現状。法的には手順を踏んでやっていることを認識している。

Q からむし保存 政策の中身を 質したい

問 生産者に対する保護がもう少し厚くできないか。後継者が育たない。

村長 からむしの根幹をなすものは、その生産者であると考えているので、生産者を大事に今後のからむしを考えていきたい。

問 からむし保存協会、振興公社、行政のからむし振興室の関係は、現行のままいいのか。それとも、見直すのか。

村長 それぞれからむし振興を担う独立した主体として、からむし振興室は、その企画、調整の部分で政策面を担っていく。からむし生産技術保存協会には、伝統技術の保存と文化に寄与していただく。振興公社には、からむし製品の製造や販売といった事業を展開していただく。からむしに携わるそれぞれの主体が課題を共有し、連携を図りながら、からむしの継承と振興に努めていくという位置づけとなっている。



村政を問う

一般質問



馬場 政之 議員

**Q 危険とされる
保育所のブ
ック塀！
工事は未着工。**

問 ブロック塀は、割れ目や破損箇所もあり大変危険であると村民の方からも指摘がある。隣接の歩道は児童・生徒の通学路でもあり、老人の方も多く通る。危険回避のため早期に工事が必要だと思いますが、実施計画について伺う。

村長 保育所ブロック塀撤去及び新設工事については、7月8日に工事請負契約を締結している。入所児のプ



保育所塀完成

ル使用期間やお昼寝の時間、送迎時の車両の出入りなど保育現場を優先した上で、工事期間を9月30日までとし、ブロック塀撤去後、擁壁工事により安全対策を講じていく。

**Q 空き家住宅解
体工事と特定
空き家につい
て伺う。**

問 計画されている空き家住宅解体工事は385万円の予算を計上し、専門家等と空き家対策協議会等が協議を重ね、代執行するということだが、協議の状況と執行計画を伺う。

村長 空き家住宅解体工事は、空き家対策特措法に照らし合わせるのと、1棟存在するため、所有者の確認や実態調査を行い、その上で特定空き家と判断された場合には改善を求め、それでも改善が見られない場合は行政指導や勧告を行い、従わない場合は行政代執行を実施することとして予算化したもので、行政代執行ありきではない。当該空き家は、昭和村空家等対策協議会で特

定空き家と判断され、当該空き家に関係する方々に対し改善を求めするための協議を始めたが、不動産登記の状況や法定相続人全ての合意形成などで難航しており、直接協議する機会を設けるため、調整を進めている。

問 本村における指定空き家の指定件数と、特定空き家にしたほうがいいのかという件数が何件あるか。

村長 現在、特定空き家として判断されている件数は、先ほどの物件のみ。特定空き家の要件に該当すると思われるものは、職員の外観目視での調査で、複数件が確認されている。

Q 平成29年度決算における財務諸表の内容を質す。(令和元年村ホームページ掲載)

問 平成29年度決算の貸借対照表の資産勘定科目に示す未収金、マイナス631万865円の内訳について伺う。

総務課長 財務書類の一つである貸借対照表の資産勘定項目の未収金の金額は、作成委託先に再確認をさせたところ数値の計上誤りがあったことが判明し、財務書類全てに修正が必要となり、現在正しい財務書類の提出とあわせ、原因や今後の防止策について報告するよう指示をしている。正しい財務書類は、完成後に担当係で再度確認をして、村のホームページに掲載する。

村政を問う

一般質問



栗城 敏郎 議員

Q 学校環境の充実に

問 プログラミング学習はどういった内容の学習なのか。

教育長 人工知能であるAIを初めとするコンピュータをより適切に、効果的に活用していくための基礎となる学習である。

問 なぜ今この教育が必要とされているのか。

教育長 急速な技術革新に対応できる子供を育てるために、プログラミング教育によりコンピュータを理解して、上手に活用してい

く力をつけることが極めて重要となる。

問 この学習で、将来的に養われるメリットとしてどのようなものが考えられるのか。

教育長 コンピューターを理解して活用する力が身につくことにより子供たちの可能性が広がり、将来社会に出て活躍するきっかけになることが期待される。

問 エアコンの設置は完了したのか。

教育長 7月31日に工事が完了し、小・中学校ともに第2学期始業式から運用を開始している。

問 エアコンだけで、冬期も対応できるのか。

教育長 設置した空調設備は熱中症対策を目的とした事業であり、必要最小限の能力となっている。冬期間の暖房は、石油ストーブの使用を考えている。

問 電気料金を抑制する観点から、デマンドコントローラー等による圧迫しない取組みはあるのか。

教育長 現時点では、導入は考えていない。今後費用対効果で有効であるなら検討したい。

問 学校環境衛生基準の外に、本村独自のデマンドによる基準はあるのか。

教育長 小・中学校の施設は、学校環境衛生の基準に基づいて運用、運営している。

問 冷暖房の運用について、教育委員会と学校間で十分に共有されているか。

教育長 校長会でも、このことについては重点を置いている。

問 小中津川と下中津川地区の児童・生徒は、徒歩による通学をしているが危険な箇所がある。改善するにはどのような課題があるのか。

教育長 学校、PTA、教育委員会、昭和村交通対策協議会、会津坂下警察署昭和駐在所による通学路の点検を計画している。

Q 矢の原北湿原の利活用について

問 矢ノ原北湿原全体の利活用の、今後の見通しを伺う。

教育長 大学による植物相の調査、研究を受け、文化財保護審議会や、有識者からの助言などもいただきながら、村の将来にとって一番よい方針を決めたい。

Q 地域おこし協力隊の取組みについて

問 地域おこし協力隊員の定住、定着までを見据えての課題などについて、隊員と定期的な検討会を行うべきと考える。

村長 年1回、所管課である総務課が地域おこし協力隊と個別面談を行い、1年間の活動状況や課題、委嘱期間の継続の意思など相互共有を図っているが、配属先である部署との共有及び任期満了後の定住につながるための方策を検討していく。

村政を問う

一般質問



馬場 栄三 議員

Q 国道防犯カメラ設置について

問 昭和駐在所に届けられた盗難事案が過去10年で19件発生しており、行政として村の現状、盗難等事案についての認識を伺う。

村長 平成21年から平成30年までの10年間で、村内で発生した全ての犯罪件数は合計25件となり、平成27年以降、年1件ずつで推移している。これは、警察はもとより、防犯指導隊や子供見守り隊による防犯パトロールの効果も大きいものと認識を

している。また、村内で発生した犯罪及び交通事故は、広報しようの紙面上で周知し、犯罪や事故に遭わないよう、起こさないよう、注意喚起も行っている。

問 昨秋、某地区で、農業機械の盗難があり、6月の村内の12カ所選挙ポスターの被害があった。国道など主要箇所防犯カメラの設置が必要と考えるが長の考えを伺う。

村長 防犯カメラ等には個人のプライバシーが映り込む可能性があるため、個人情報保護やデータの取り扱いな

どの設置と運用に関する基準を整備していく。また、設置については、費用対効果の面からも適宜情報を収集しながら考えていく。

Q 河川立木撤去について

問 河川の管理について、どのような基準で行われているか伺う。また、河川の改修の計画があれば伺う。

村長 河川を管理している福島県へ管理基準等について確認したところ、各市町村からの河川内の立木等の伐採などや堆砂除去の要望箇所の中から、河川パトロール等において巡視を実施し、魚類、小動物、植生等への影響を配慮し、洪水等が発生した場合に住民の生命や財産等に影響が出

ないよう、河川の土砂などを取り去る浚渫工事や、立木などの伐採等について、優先順位をつけ実施していると伺っている。なお、野尻川等の河川改修計画は、現在は計画されていないと伺っている。

問 中向地区の吉尾峠に行く、橋から下平の公園まで、かなり太く立派な木が河川の丘になったところに見られる。撤去を要望すべき場所だと考えるが長の考えを伺う。

村長 野尻川などの河川内の立木等の伐採や堆砂除去は、河川管理者である福島県へ毎年要望を行っている。

問 昨年7月、極端に降雨が少なく、野尻地区が河川からの取水要望を行った。今年5月に馬木水路が工事中に崩落したが、区の説明会では河川からの取水は、河川事務所への申請から許可まで時間がかかり無理だという説明があった。去年の7月の場合に、河川からの取水が本当に可能だったのか。

村長 河川法における緊急時とは異常な渇水時と定義され、消防法では、消防水利の種類に河川等が指定されている。これまでも、緊急時に河川の水利を使用する場合には、法の定めを遵守し、適正に使用されているものと認識をしている。

Q 緊急時河川からの取水について

昭和村議会だより

議案の審議

9月定例会で審議した議案の結果です。(審議した順番に掲載。)

議 案 名	議 決 果 結	賛 成	反 対
平成30年度昭和村歳入歳出決算認定について 平成30年度昭和村一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算について地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるもの。	不認定	3	4
昭和村森林環境譲与税基金条例 森林整備及びその促進に関する施策を実施するため、今年度から交付される森林環境譲与税を積み立てる基金を設置するもの。	可 決	7	
昭和村税条例の一部を改正する条例 地方税法等の一部改正に伴い所要の改正を行うもの。	可 決	7	
工事請負変更契約の締結について 上昭和地区簡易水道水量拡張工事の完了に伴い、工事請負契約額が減額になるため、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決を求めるもの。	可 決	7	
令和元年度昭和村一般会計補正予算(3号) 補装具給付費と前年度の障害者自立支援給付費の確定による返還金、村民憩いの湯の解体工事費、子ども・子育て支援システム改修委託料、水稻育苗センター屋根修繕、森林環境譲与税基金積立金などを追加するもの。	可 決	7	
令和元年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算(2号)	可 決	7	
令和元年度昭和村簡易水事業特別会計補正予算(1号)	可 決	7	
令和元年度昭和村下水道事業特別会計補正予算(2号)	可 決	7	
令和元年度昭和村介護保険特別会計補正予算(2号)	可 決	7	
令和元年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算(1号)	可 決	7	
特別功勞の表彰について 議員として本村の自治発展に貢献された五十嵐勝氏を特別功勞表彰するもの。	同 意	7	
昭和村固定資産評価審査委員会委員の選任について 任期満了に伴い栗城耕作氏を選任するもの。	同 意	7	
昭和村固定資産評価審査委員会委員の選任について 任期満了に伴い五十嵐勝氏を選任するもの。	同 意	7	
健全化判断比率及び資金不足比率の報告について(報告)	—	—	—

※議長は採決に加わりません。

第4回議会臨時会議案の議決結果

10月3日に臨時会が開かれました。審議した議案とその議決結果です。(審議した順番に掲載。)

議 案 名	議 決 果 結	賛 成	反 対
令和元年度昭和村一般会計補正予算(4号)	可 決	7	

議会活動を報告します

常任委員会の 行政調査報告

◎実施目的

移住定住及び住民の福祉を含めたまちづくりに関することの調査

・住民の足となる町営バスの運行方法や利用料金など

・空き家住宅を含めた移住定住に関する住宅情報や仕事情報の提供方法

◎実施期日

11月5日から6日

◎調査先

宮城県七ヶ宿町

仙台市

◎調査派遣議員

議員6人



地域担い手づくり支援住宅視察



七ヶ宿町担当者より説明を受ける

常任委員会の 現地調査報告

◎調査主体

産業建設常任委員会

◎実施目的

イノシシ等による、

農作物被害及びナラ

枯れ被害の実態調査

◎実施期日

9月19日

◎調査先

村内各所

◎調査派遣委員

産業建設常任委員会委員4人



● 令和元年第4回定例会のお知らせ ●

令和元年第4回定例会は12月13日から17日までの日程で予定されています。
一般質問は16日の予定です。
お誘い合わせのうえ、ぜひ傍聴においでください。

編集後記

地球温暖化の影響でしようか、巨大化した低気圧に台風と年々災害リスクは高まり、災害は何時でもやって来ると言われるようになってきました。

10月には本県に多くの犠牲者や甚大な被害をもたらしました。

幸いにも本村に被害はなかったのですが、村内各地域にナラ枯れやイノシシ等の野生鳥獣による被害が拡大蔓延しており早急の対策が望まれます。

来る冬も昨年並みの浅雪であることを願い、令和の良き新年をお迎えください。

(青木秀元)

編集委員

委員長 栗城 徳雄
副委員長 青木 秀元
委員 馬場 栄三
栗城 敏郎